

# 一般社団法人愛媛県軟式野球連盟 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県軟式野球連盟と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市道後今市6番18号に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、アマチュアスポーツを正しく指導普及し、健全な発展を図るとともに、軟式野球を通して体力の向上とスポーツmanshipをかん養することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軟式野球大会の主催及び後援
- (2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟が主催及び後援する各種大会への参加
- (3) 軟式野球の普及発展に関する指導及び調査研究
- (4) 少年野球の振興に関する事業
- (5) 審判講習会、研修会の開催及び派遣
- (6) その他この法人の目的達成に必要と認める事業

## 第3章 会員及び社員

### (構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

2 会員のうちの個人会員の中から選出された者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会する者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が、社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会において選出された議事録署名人2人が記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の配置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上30人以内
- (2) 監事2人以内

- 2 理事のうち1人を会長とする。若干名を副会長とする。
- 3 理事のうち1人を理事長とする。若干名を副理事長とする。なお、選定された理事長は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 第2項の会長を法人法上の代表理事とする。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定められる特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができ、並びに各事業年度における計算書類、事業報告を監査する。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前後者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第 21 条第 1 項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議において解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議において定める額を支給することができる。

(名誉会長及び参与)

第 28 条 この法人に名誉会長、顧問並びに参与若干名を置くことができ、理事会の決議を経て、社員総会の同意により会長が委嘱することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び理事長の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別に利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該案件を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告)

第35条 会長及び理事長は、理事会において、毎事業年度に4か月を超える間隔で、自己の職務の執行状況を2回以上報告する。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 この法人は、法令で定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置く。

(剩余金の不分配)

第40条 この法人は、剩余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認証等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公 告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和5年12月31日までとする。

2 この法人の最初の理事の任期は、第25条の定めにかかわらず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	渡邊一志
設立時理事	平田信行
設立時理事	佐伯政則
設立時理事	増田智彦
設立時理事	宮内將
設立時理事	梶本教仁
設立時理事	石川允雄
設立時理事	松浦文雄
設立時理事	武知浩二
設立時理事	村上邦広
設立時理事	青木茂
設立時理事	河村聖司
設立時理事	富岡隼人
設立時理事	秋山周三
設立時理事	尾崎光弘
設立時理事	渡辺卓一
設立時理事	宮瀬盛治
設立時理事	矢野治
設立時監事	上田耕平
設立時監事	玉井伸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛媛県今治市桜井五丁目6番12号

渡邊一志

愛媛県松山市南梅本町1288番地9

宮内將

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人愛媛県軟式野球連盟を設立のため、設立時社員渡邊一志外1人の定款作成代理人である司法書士福崎良雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年12月18日

設立時社員 愛媛県今治市桜井五丁目6番12号  
渡邊一志  
設立時社員 愛媛県松山市南梅本町1288番地9  
宮内將

上記設立時社員2人の定款作成代理人  
愛媛県松山市木屋町三丁目11番地6  
司法書士 福 崎 良 雄